

## 山形県成長分野参入戦略指導事業実施要領

### (目的)

第1条 県が山形県ものづくり技術振興戦略（平成27年3月策定）において定める成長6分野のうち、航空機分野及び医療・福祉・健康機器分野への参入及び取引拡大を図る中小企業者等が、参入にあたり抱える種々の問題（経営課題、技術、人材、現場ニーズの把握、認証取得への対応、ビジネスモデルの構築等）に対して、「戦略産業雇用創造プロジェクト」の一環として、民間の専門家（以下「専門家」という。）を活用し、適切な指導・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の成長分野への参入及び取引拡大（以下「参入等」という。）を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者のうち、「戦略産業雇用創造プロジェクト」において本県が定める指定主要業種及び指定関連業種に属する事業を主たる事業として営む製造業者とする。

2 この要領において「中小企業者等」とは、県内に事業所を有する事業者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業者

(2) 任意のグループ（構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの。）

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体

(4) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合体であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が本条第1号に掲げる中小企業者であるもの

3 この要領において「成長分野」とは、「航空機分野」と「医療・健康・福祉機器分野」を指すものとする。

4 この要領において「専門家」とは、航空機分野及び医療・福祉・健康機器分野において専門的知見を有する企業OBや大学などの高等研究機関の研究者、成長分野への新規参入についてノウハウを有する専門機関の担当者などをいう。

### (対象)

第3条 この事業の対象となる中小企業者等は、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 成長分野への参入等に意欲があること。

(2) 専門家の派遣により、参入等における課題解決を図る目的が明確であること。

### (応募)

第4条 中小企業者等が、専門家の指導等の要請をする場合は、「様式1」及び「様式2」を県に提出するものとする。

### (派遣の決定)

第5条 県は前条の規定により指導等の要請があったときは、関係機関と内容を審査の上、適当と認められる場合は、専門家の派遣を決定するものとする。

### (専門家の選定)

第6条 専門家の選定は、中小企業者等が抱えている課題等に応じて、県が関係機関と協議の上、適切な専門家を選定する。

(専門家の業務)

第7条 成長分野への参入等に取り組む中小企業者等の目的達成のために必要な指導・診断・助言(以下「指導等」という。)などを行うものとする。

(専門家の守秘義務)

第8条 専門家は、本事業により知り得た対象企業の情報等を外部に漏らし、かつ、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家の指導等)

第9条 専門家による指導等は、1回につき1日を限度とし、1日当たりの指導時間(専門家が中小企業等に対して指導等を行う時間に限る。)は4時間程度を基本とする。

2 専門家による指導等の回数は、中小企業者等1者につき原則3回以内とする。

(専門家の報告)

第10条 専門家は、中小企業者等への指導等終了後、指導等の内容等について、「様式3」に定める報告書により速やかに県に提出するものとする。

(専門家の謝金及び旅費)

第11条 県は、専門家から「様式3」により報告書を受領後、速やかに謝金及び旅費を精算し、専門家に対し支払うものとする。

2 専門家に対して支払う謝金は、その1回当たり50,000円(諸税を含む)を上限とし、上限を超える額については、指導等を受けた中小企業者等が負担するものとする。

3 専門家に対して支払う旅費は、県の旅費規程に基づいて積算するものとする。ただし、グリーン車やビジネスクラス等、特別に付加された料金は含まないものとする。

(実施状況等の調査)

第12条 県は、必要に応じて専門家による指導等の実施状況を調査することができるものとする。

(その他)

第13条 県は、この要領に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。